

**多摩市生活困窮者自立相談支援事業等業務委託に係る受託事業者選定
募集要項・提案依頼書**

目 次

1	委託件名	P 1
2	事業の概要について	P 1
3	公募型プロポーザル方式の採用理由と導入効果	P 3
4	公募条件	P 3
5	スケジュール	P 4
6	参加申込みの手続き	P 4
7	企画提案書の提出手続き	P 5
8	審査方法及び基準	P 7
9	審査結果の通知	P 7
10	その他	P 8
11	問い合わせ先	P 8

資料及び様式

- ・多摩市生活困窮者自立相談支援事業等業務委託標準要求書（別紙1）
- ・多摩市生活困窮者自立相談支援事業等業務委託に係る選定審査基準書（別紙2）
- ・多摩市生活困窮者自立相談支援事業等業務委託公募型プロポーザル参加申込書【様式1】
- ・自治体や他の関連団体での同種事業や関連事業の活動実績【様式1－1】
- ・企画提案書【様式2】
- ・経費見積書【様式3－1】【様式3－2】

1 委託件名

多摩市生活困窮者自立相談支援事業等業務委託

2 事業の概要について

(1) 事業の実施目的

本事業は、生活困窮者自立支援法等に基づき、ひきこもり状態にある当事者とその家族や長期間就労から遠ざかっている者等、社会的に孤立しやすく就労等自立に向け寄り添った支援が必要な者、経済的困窮のみならず様々な生活課題を複合的に抱える者に対し、相談やアウトリーチによる支援を通じて、日常生活自立を含めた社会的自立・経済的自立・就労に向けた支援・社会参加の推進を行うことを目的とする。

また、本事業のうち、被保護者就労準備支援事業については、生活保護法に基づき多摩市（以下「甲」という。）の保護を受けている者（以下「被保護者」という。）、その家族、及びその他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行うことによって、日常生活自立・社会生活自立・就労自立に向けた支援を行うことを目的とする。

なお、本事業の実施にあたっては、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関、及び民間団体と連携し、包括的かつ早期に一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行う。

(2) 実施事業

実施する事業は次のとおりとする。

- ア 自立相談支援事業（就労支援を含む）
- イ 家計改善支援事業
- ウ 就労準備支援事業
- エ ひきこもり支援推進事業
- オ 被保護者就労準備支援事業

(3) 委託業務内容

別紙1「多摩市生活困窮者自立相談支援事業等業務委託標準要求書」のとおり

(4) 実施体制

ア 委託費用の範囲内で以下の支援員を配置することとする。相談員（支援員）の人員数は、6人以上（うち少なくとも1名は被保護者就労準備支援員を主たる業務として従事させるものとする。）とし、業務に支障がない限り兼務できることとする。

① 主任相談員

社会福祉士または精神保健福祉士資格を有し、かつ、生活困窮者への相談支援業務その他の相談支援業務に5年以上従事し、生活及び就労支援に関する実務経験及び各種支援制度の実務に係る知見を十分に有していること。

② 相談支援員

社会福祉士または精神保健福祉士資格を有し、かつ、生活困窮者への相談支援業務、その他の相談支援業務に3年以上従事し、生活及び就労支援に関する実務経験、及び各種支援制度の実務に係る知見を有していること。もしくはそれに相当する能力を有すると認められる者であること。

③ 就労支援員

社会福祉士・精神保健福祉士・キャリアコンサルタント・産業カウンセラー等の資格を有し、かつ、生活困窮者等への就労支援業務に3年以上従事し、就労支援に関する知見を有していること。もしくはそれに相当する能力を有すると認められる者であること。

④ 家計改善支援員

原則として厚生労働省が実施する養成研修を受講し、修了証を受けていること（やむを得ず修了証を受けていないものを配置する場合は、配置後可及的速やかに同研修を受講し、修了証を受けること）。かつ、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者など、生活困窮者への家計に関する改善支援を適切に行うことができる人材であること。

（ア）消費生活専門相談員・消費生活アドバイザー・消費生活コンサルタント、社会福祉士・社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー等の資格を有する者。

（イ）（ア）と同等の能力または実務経験を有する者。

⑤ 就労準備支援員（被保護者就労準備支援員も同要件とする。）

原則として厚生労働省が実施する養成研修を受講し、修了証を受けていること（やむを得ず修了証を受けていないものを配置する場合は、配置後可及的速やかに同研修を受講し、修了証を受けること）。かつ、社会福祉士・精神保健福祉士・キャリアコンサルタント・産業カウンセラー等の資格を有し、かつ、生活困窮者等への就労支援業務に3年以上従事し、就労支援に関する知見を有していること。もしくはそれに相当する能力を有すると認められる者。

⑥ ひきこもり支援員

次のアからウのいずれかを満たす者

ア 精神保健福祉士、社会福祉士、公認心理師、看護師等の対人援助に係る公的資格を有している者

イ アに準ずる資格（臨床心理士、相談支援専門員等）を有している者

ウ ひきこもりに関する相談支援に5年以上従事経験がある者

イ 事業従事者の配置場所

原則としてしごと・くらしサポートステーション（多摩市永山1丁目5番地 ベルブ永山201－3号室）内とする。

（5）予定履行期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

（6）契約目途総額

147,589,200円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

【内訳】

	令和9年度	令和10年度	令和11年度	合計
生活困窮者自立 相談支援事業	40,972,800円	40,972,800円	40,972,800円	122,918,400円
被保護者就労準備 支援事業	8,223,600円	8,223,600円	8,223,600円	24,670,800円

（７）事業に要する経費について（契約目途総額を含む）

市は予算の範囲内で、業務の実施に要する次に掲げる経費を、委託料として受託者へ支払うものとする。

ア 人件費

イ 旅費（所定の研修に参加する場合や東京都主催、各市主催の会議に参加する場合、相談者同行支援に限る）

ウ 消耗品費

エ パソコン及び周辺機器以外の備品

オ 印刷製本費（事業PRのための印刷物に限る）

カ 役務費

キ 使用料及び賃借料

ク 会議費等、その他業務を行う上で必要な経費

3 公募型プロポーザル方式の採用理由と導入効果

本事業の相談者は、多様かつ複合的な問題を抱えているため、漏れのない適切な支援を行うには、本事業に精通した者が対応する必要がある。また、多角的な視点で相談者及びその世帯全体を支援し、本事業の充実を図るためには、専門的知識及び経験を有する事業者へ委託して実施する必要がある。さらに、個々の状況に応じたきめ細かなサービスが必要であることから、事業者の実績や企画提案を踏まえた選定が求められる。このため、価格競争という視点のみではなく、実効性及び企画力のある優れた資質を有する事業者の選定が期待できる公募型プロポーザル方式を採用する。

4 公募条件

（１）募集法人

本事業の参加者は、事業運営における信頼性及び安定性を考慮し、以下の条件を全て満たす法人格を有する団体（NPO法人、社会福祉法人、一般社団法人、協同組合等）とする。

ア 当市においてこれまでに生活相談若しくはその他関連支援の提供業務等を行った実績があること。又は他自治体等において同種事業や関連事業の請負実績があること。

イ 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登録された者のうち、東京都に本店、支店、営業所を有すること。

(2) 欠格事項

次に該当する団体は、応募することは不可とする。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。多摩市の契約案件において、過去3年間で、同施行令第167条の4第2項の規定に該当したことのある者。

イ 会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者。

ウ 暴力団【暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。】又は暴力団員等【多摩市契約における暴力団等排除措置要綱（平成22年3月31日多摩市告示269号）第2条第4項に規定する暴力団員等をいう。】である者。

エ 多摩市指名業者指名停止基準に該当し、申込時点・参加決定通知時点で指名停止中である者。

5 スケジュール

日時	項目	備考
令和8年8月6日（木）	多摩市公式ホームページにて業者募集の公示	
令和8年8月6日（木） ～令和8年8月25日（火）	参加申込書の提出受付	提出書類は以下を参照
令和8年9月1日（火）	参加決定通知書の送付	
令和8年9月2日（水） ～令和8年10月9日（金）	企画提案書等の提出受付	提出書類は以下を参照
令和8年9月2日（水） ～令和8年9月18日（金）	質問書の受付	任意様式
令和8年10月1日（木）	質問書回答期限	
令和8年11月2日（月）	第1次審査結果通知発送	
令和8年11月19日（木） 午後1時半～午後3時半 （会場：第二庁舎会議室）	第2次審査	プレゼンテーション 及びヒアリング
令和8年12月下旬	決定結果通知発送	
令和9年2月中旬	契約締結	

6 参加申込みの手続き

(1) 募集要項の配布

以下のとおり募集要項を配布する。

ア 配布日時

令和8年8月6日（木）から令和8年8月25日（火）

平日の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所

①東京都多摩市関戸六丁目12番地1

多摩市役所本庁舎2階 健康福祉部生活福祉課窓口

②多摩市公式ホームページよりダウンロード

<https://www.city.tama.lg.jp/shisei/jigyosha/keiyaku/yotei/1020545.html>

※郵送での配布は行わない。

(2) 参加申込書の受付

ア 参加申込書の受付期間

令和8年8月6日(木)から令和8年8月25日(火)

平日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

イ 受付方法

多摩市役所生活福祉課(2階)窓口 directly 提出(事前に提出の日時を電話で連絡すること)

・電話番号 042(400)0868

・メールアドレス tm211200@city.tama.tokyo.jp

ウ 受付書類

プロポーザルに参加しようとする者は以下の通り、参加申込書と受付書類(法人に関する書類一式)を1部提出すること。ただし、②(エ)のみ8部、それ以外は上記のメールアドレス宛にメールにて電子でも提出すること。

提出時に市が書類確認を行った際、書類の不備等があった場合は市の指示に従って速やかに是正すること。市の指示に従わない、または応募要件に該当しない場合は書類を受理しないものとする。

各種様式は公式ホームページよりダウンロードすること。

<https://www.city.tama.lg.jp/shisei/jigyosha/keiyaku/yotei/1020545.html>

①多摩市生活困窮者自立相談支援事業等業務委託公募型プロポーザル参加申込書【様式1】

②受付書類(法人に関する書類一式)

(ア) 定款・寄付行為・規則その他これに類する書類

(イ) 組織及び運営に関する事項を記載した書類

(ウ) 令和8年度における事業計画書及び予算書・前年度事業報告書

(エ) 法人及び事業概要のわかるパンフレット等【任意書式】

※法人の概要・沿革・運営方針、役員の構成、現在の事業の実績・概要等がわかるもの

(オ) 自治体や他の関連団体での同種事業や関連事業の活動実績【様式1-1】

(3) 参加決定通知の送付

参加申込書を提出した業者について、プロポーザルに参加可能業者かどうかを審査する(ここでは採点はしない)。参加資格がある業者については参加決定通知を令和8年9月1日(火)までに発送をする。なお、参加資格要件を満たさないと判断した者には、その旨の通知書を送付する。

7 企画提案書の提出手続き

(1) 提出書類

参加が決定した業者は、下記の書類を提出すること。なお、審査に用いるため、事業者名等を特定するものを入れず、無記名とする。

- ①「企画提案書」【様式 2 及び任意の説明資料】
- ②「積算見積書」【様式 3-1】、【様式 3-2】
- ③ その他、必要と認められる書類を求める場合がある。

(2) 提出書類様式入手方法

各種様式は多摩市役所ホームページよりダウンロードすること。

<https://www.city.tama.lg.jp/shisei/jigyosha/keiyaku/yotei/1020545.html>

(3) 経費見積書について

経費見積書は事業を分けて次のとおり【様式 3-1】と【様式 3-2】を提出すること。その際、全事業に共通して要する諸経費も分割して積算すること。

- ①【様式 3-1】自立相談支援事業（就労支援を含む）、家計改善支援事業、就労準備支援事業及びひきこもり支援推進事業に関する経費
- ②【様式 3-2】被保護者就労準備支援事業に関する経費

(4) 企画提案書の受付期間

令和 8 年 9 月 2 日(水)から令和 8 年 10 月 9 日(金)

平日の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）

(5) 提出方法

すべて PDF 形式にした電子データをメールにて提出すること。容量等の問題でメールでの送付が難しい場合は、別途提出方法の調整を可能とする。未送達防止のため、以下のメールアドレスへ企画提案書を送信後、電話で連絡をすること。

なお、経費見積書のみ、データとは別に押印したものを紙で 1 部提出すること。事前に提出の日時を電話で調整し窓口にて提出すること。

多摩市役所生活福祉課（2 階）

・電話番号 042(400)0868

・メールアドレス tm211200@city.tama.tokyo.jp

(6) 企画提案に関する質問書の受付

企画提案に関する質問書を以下のとおり受け付ける。質問書に対する回答は、全ての参加申込者に送付する。

ア 質問書受付期間

令和 8 年 9 月 2 日(水)から令和 8 年 9 月 18 日(金)午後 5 時まで

イ 受付方法

質問書の様式等は任意の書式。未送達防止のため、以下のメールアドレスへ質問を送信後、

電話で連絡をすること。

多摩市役所生活福祉課（２階）

・電話番号 ０４２（４００）０８６８

・メールアドレス tm211200@city.tama.tokyo.jp

※記期間外は質問には回答できない。また、電話・口頭での質問は一切受け付けない

ウ 質問書回答期限

令和８年１０月１日（木）

８ 審査方法及び基準

（１）審査の進め方

受託事業者選定に関する審査は、「多摩市生活困窮者自立相談支援事業等業務委託に係る選定審査委員会設置要領」に基づき設置された審査委員会にて、事業者の提案（書類及びプレゼンテーション等）を審査することで行う。

審査は２段階とし、第一次審査では提出された書類の書類選考を実施、第二次審査ではプレゼンテーション及び審査委員によるヒアリングを実施する。本市にて設定した評価基準に基づき、審査委員会が客観的に、公平かつ厳正に評価を行い、評価点の高い順にランク付けをし、最適受託候補者及び次席者を選定する。

審査基準等の詳細は別紙２「多摩市生活困窮者自立相談支援事業等業務委託に係る選定審査基準書」を参照すること。

（２）審査委員会の構成

審査委員会の委員構成は以下の通りとし、事務局は生活福祉課とする。

委員長	健康福祉部長
委員	子ども青少年部子ども・若者政策課長
	健康福祉部生活福祉課長
	健康福祉部高齢支援課長
	健康福祉部障害福祉課長
	都市整備部住宅担当課長

※副委員長は委員の互選により定める。

（３）審査委員会は、以下の項目を選定の基準として、提案書、プレゼンテーション及びヒアリングに基づき提案内容を評価し、評価点を与える。詳細は「多摩市生活困窮者自立相談支援事業等業務委託に係る選定審査基準書」のとおり。

９ 審査結果の通知

第一次審査については、参加事業者へ令和８年１１月２日に文書で通知する。

第二次審査については、参加事業者へ令和８年１２月下旬に文書で通知する。

※最適受託候補者と次席者については事業者名等を公式ホームページに公表する。

10 その他

- (1) 提出された書類は、選考作業に必要な範囲等において複製する場合がある。
- (2) 提出された書類等一式は、返却しない。
- (3) 契約手続きは、多摩市契約事務規則の規定による。
- (4) 提案書等が提出されない場合は、辞退とみなす。
- (5) 本プロポーザルへの応募に係る提出書類作成及び提出等に要する費用は、すべて提出者の負担とする。
- (6) 選定結果は、全ての参加者に文書で通知する。
- (7) 事業者の選定委員会委員、本市職員及び関係者に対して、本件提案についての接触を禁止する。接触の事実が認められた場合は、失格となることもある。
- (8) 団体の提出する書類の著作権は、それぞれの団体に帰属する。なお、本事業において公表する場合その他必要と認めるときは、多摩市は提出書類の全部又は一部を無償で利用できるものとする。
- (9) 事業を開始するまでの期間にて、必要がある場合は業務引継ぎ及び各種様式類の作成、職員に対する研修、必要備品の調達等、業務開始に必要な準備業務を行うこと。前任事業者との引継ぎが発生した場合、それに伴う費用については別途契約をすることとする。
- (10) 契約解除の事由が生じたとき又は業務完了時に業務を他法人に引き継ぐ必要があるときは、円滑な引継ぎに協力すること。

11 問い合わせ先

多摩市役所 健康福祉部生活福祉課 朝倉・北村

住所：多摩市関戸六丁目12番地1

電話番号：042(400)0868 FAX：042(331)6881

メールアドレス：tm211200@city.tama.tokyo.jp